

小林卓人博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学大学院政治学研究科

博士学位申請論文審査報告書

小林卓人

On Justifying Political Procedures: A Comparative Investigation into Theories of  
Procedural Values

## 1. 審査実施の概要

2022年11月9日に提出され、同日に受理された小林卓人氏の博士学位申請論文“On Justifying Political Procedures: A Comparative Investigation into Theories of Procedural Values”を下記のとおり審査した。

日時：2022年11月25日 13:00-14:30

場所：ズーム(審査委員のほかに2名のオブザーバーが参加した)

審査委員：(主査) 齋藤純一 早稲田大学大学院政治学研究科教授

(副査) 谷澤正嗣 早稲田大学大学院政治学研究科准教授

井上彰 東京大学大学院総合文化研究科教授

## 2. 本論文の構成

本論文は序論、結論を含め全9章から構成されており、これに参考文献表が付されている。すべて英文で表記されている。総頁数はA4(約90字×24行)で399頁である。本論文の構成は下記のとおりである。

### 序論

#### 0.1 背景と動機

#### 0.2 本論文の目的

##### 0.2.a 先行研究の概観

##### 0.2.b 本論文の貢献

#### 0.3 各章概要

## 第1章 手続き的価値の諸理論

### 1.1 政治的手続きの正当化

### 1.2 手続き的価値の理論

#### 1.2.a 特定

#### 1.2.b 説明

#### 1.2.c 優先順序づけ、および方法論的考察

#### 1.2.d 手続き的価値の理論の実践的要点

### 1.3 政治的手続きを理解する

#### 1.3.a 政治的手続き：約定的定義と区別

#### 1.3.b 政治的手続きの道徳的問題

### 1.4 非道具的／道具的という区別

#### 1.4.a 手続き的価値：非道具的・道具的

#### 1.4.b 正当化：非道具的・道具的

#### 1.4.c 諸理論：非道具主義・道具主義

### 1.5 デモクラシー志向的アプローチに抗して

### 1.6 なぜ権威や正統性を扱わないのか

## 第1部 既存の諸理論: 批判的レビュー

### 第2章 自由と行為者の参与

- 2.1 手続き的特性としての行為者の参与
- 2.2 著者性としての自律
- 2.3 他者支配的権力の異論
  - 2.3.a 異論の内容
  - 2.3.b 予期される応答
- 2.4 アカウンタビリティとしての自律
- 2.5 正当化への権利は意志的な政治的影響を要請するか
- 2.6 非支配説
  - 2.6.a コントロールを定義する
  - 2.6.b 集団的コントロールと個人の非支配
- 2.7 非支配説への異論
  - 2.7.a コントロールへの分有はコントロールに十分似ているか
  - 2.7.b 個人のコントロールは不要か
  - 2.7.c 公的支配を最小化すれば十分か
  - 2.7.d 誰も国家や人民をコントロールしていないということ

### 第3章 政治的能力の平等な尊重

- 3.1 政治的分配的平等
  - 3.1.a 定義
  - 3.1.b エピストクラティックな政治的不平等に対して
- 3.2 政治における真理
  - 3.2.a 政治においては最小限の真理さえ存在しないか
  - 3.2.b 政治においては最小限の手続き独立的真理は存在しないか
  - 3.2.c 政治的専制への懸念
- 3.3 反-順序づけの見解
- 3.4 反-順序づけの見解に抗して
  - 3.4.a 他者支配的権力の異論、再び
  - 3.4.b 道徳的無能性を含まない政治的無能性
- 3.5 反-集約の見解
- 3.6 反-集約の見解に抗して
  - 3.6.a 第一のケース: 刑事裁判
  - 3.6.b 第二のケース: 代議制統治
  - 3.6.c 過剰一般化の問題の要約

### 第4章 政治的道具主義

- 4.1 定義に関する問い
  - 4.1.a 道具的な手続き的価値を特定する

- 4.1.b 実質的基準：多様化と収斂
- 4.2 適用に関する問い
  - 4.2.a 直接的な経験的比較
  - 4.2.b 推測的比較：アナロジーへの訴えかけ
  - 4.2.c 推測的比較：数理モデルの適用
  - 4.2.d 適用に関する問いについての結語
- 4.3 正当化に関する問い
- 4.4 道徳的独立への要求
- 4.5 良き政治的帰結への実質的要求
- 4.6 異論を招く最適の問題
  - 4.6.a 規範的政治理論における事実のステータス
  - 4.6.b 事実への満足
  - 4.6.c ブレナンのエピストクラシー擁護論：批判
  - 4.6.d 予期される応答

## 第2部 社会的平等者たちの政治的制度

### 第5章 社会的平等に基づく多元主義に向けて

- 5.1 社会的平等
- 5.2 社会的平等の構成要素としての政治的平等
  - 5.2.a 社会的平等に対する政治的平等の必要性
  - 5.2.b 政治的手続きの諸問題に対する診断と取り組み
- 5.3 他の非道具主義的理論との比較
  - 5.3.a 非-希薄性
  - 5.3.b 理想的な実現可能性
  - 5.3.c 他者支配的権力に対する頑強性
  - 5.3.d 平等な政治的影響：理性的および意志的
  - 5.3.e 平等な政治的能力の主張の回避
- 5.4 社会的平等の価値に関する中間考察
- 5.5 道具主義的異議
  - 5.5.a 社会的平等への因果的寄与
  - 5.5.b 社会的平等に基づく道具主義
- 5.6 社会的平等に基づく多元主義
  - 5.6.a 純粋性の拒絶
  - 5.6.b 優先性の拒絶
  - 5.6.c 非妥協的要請としての〈手続き的原理〉
  - 5.6.d 条件付きの政治的不平等を受容することの整合性
- 5.7 好ましくない諸条件の除去の要請
- 5.8 非道具主義的理論の改良？
- 5.9 無条件の政治的平等に抗して
- 5.10 社会的平等に基づく純粋道具主義に抗して

- 5.10.a コロドニーに対するヴィーホフの異議の再構成
- 5.10.b 社会的平等に基づく多元主義の擁護

## 第6章 公正としての正義における政治的不平等

- 6.1 公正としての正義と不平等な投票権
- 6.2 複数投票の「正義」：諸自由のトレードオフ原理
  - 6.2.a 予備的区別：原理的正義と正当化可能性
  - 6.2.b 諸自由のトレードオフ原理
- 6.3 非理想情況
- 6.4 公正としての正義：社会的平等に基づく多元主義の例示
- 6.5 予期される異論
  - 6.5.a 正義感覚に基づく異論
  - 6.5.b 自尊に基づく異論
  - 6.5.c 公共的理性に基づく異論

## 第7章 政治的代表における社会的ヒエラルキー

- 7.1 代表とヒエラルキーのパズル
- 7.2 委任説
  - 7.2.a 提示された解決策
  - 7.2.b 個別化された劣位性の問題
  - 7.2.c 個別化された劣位性を回避する方法はあるか
- 7.3 インセンティブ付与説
  - 7.3.a インガムの解決策
  - 7.3.b インガムの解決策の問題点
- 7.4 政治的代表はいかにして正当化されうるか
  - 7.4.a 政治的代表の道具的価値
  - 7.4.b 異論を招くヒエラルキー的含意をいかにして軽減するか

## 結論

- 8.1 非道具主義の諸理論との比較
- 8.2 道具主義の諸理論との比較

## 参考文献表

### 3. 各章の概要

第1章では本論文の目的が示される。これまで、政治的手続きをめぐって、特定の手続き（たとえばデモクラシー）を正当化したり、複数の手続きを比較評価したりする試みは数多く存在した。その一方で、手続きのいかなる側面に着目し、どのような尺度にのっとって正当化や比較評価を行うべきかという問いは、正当化や比較評価よりも論理的に先行する問いであるはずなのに、ほとんど注目されてこなかった。こうした背景の下で本論文は、政治的手続きの

比較評価および正当化に関する一つの規範的枠組みを提示し擁護することを目的とする。より具体的には、本論文はそうした枠組みを「手続き的価値の理論」(theories of procedural values)と総称し、既存の諸理論に批判的検討を加えた上で、「社会的平等に基づく多元主義」(Social Egalitarian Pluralism)と本論文が呼ぶ理論を、既存のものよりも有望な理論として提示し擁護する。

手続き的価値の諸理論を比較精査するにあたって、本論文は、それら諸理論が 1)政治的手続きのいかなる特性を手続き的価値として特定しているか、2)どのような規範的理由に基づいてその特性を価値として説明しているか、そして 3)異なる手続き的諸価値の間にカテゴリー的な優先順序を設けるかどうか(設ける場合には、どのような規範的理由に基づくか)、に着目することが示される。併せて第 1 章では、本論文における用語が定義され、方法上の予備考察が行われる。

第 2 章以降は二部から構成される。第 1 部(第 2～第 4 章)では、非道具主義または道具主義として提示されてきた手続き的価値についての既存の理論が批判的に検討される。第 2 部(第 5～第 7 章)では、社会的平等の理念に依拠する非道具主義的な理論、およびそれが直面する重要な異論が挙げられ、その異論を克服するための最良の理論として「社会的平等に基づく多元主義」が擁護され、その制度的な含意が考察される。

第 2 章では、自由概念に結びつけてしばしば引き合いにだされるいくつかの理念に基づいて、政治的意思決定にすべての人を行為者として包摂することを要請する非道具主義的な理論が批判的に精査される。具体的には、三つのタイプの理論が検討される。

- ①「著者性としての自律」の理念に基づき、政治的権利の普遍的な保障を要請する理論(§ 2-3)
- ②「アカウントビリティとしての自律」の理念に基づき、政治的権利の普遍的な保障を要請する理論(§ § 4-5)
- ③「支配の不在としての自由」の理念に基づき、政治的権利の普遍的な保障を要請する理論(§ § 6-7)

①「著者性としての自律」に基づく理論は、ある人に重要な仕方で影響を与える決定に対して当人自身による影響機会を保障することを、当人の自律的な行為者性への尊重の構成要素として要請する。職業や配偶者の選択といった文脈でこうした仕方で自律の尊重が要請されるのと同様に、政治的意思決定においても、自律の尊重のために各人の政治的な影響機会を保障すべきと論じられる(§ 2)。

しかし、この理論に対しては、「政治的意思決定に影響を与えることは、自身のみならず他者の人生にも(当の他者の受容や同意なく)深甚な影響を与えることである」という事実に基づく異論が提示される。本論文は、「著者性としての自律」に基づく理論がこの「他者支配的権力」(other-ruling power)の異論に対し脆弱であること、および、その脆弱性ゆえに同理論は対人的支配についての説明力のある説明を欠いていること、の二点を主張する(§ 3)。

②「アカウントビリティとしての自律」に基づく理論は、さまざまな行為や制度が適切な仕方で正当化されることへの各人の道徳的権利を重視する。この権利に基づき、あらゆる政治的決定の正当化根拠が公共的に吟味されうることを保障しうる政治的制度が要請される。R. フォアストは、この議論を通じて、公共的正当化実践の必要条件として、政治制度を民主的なものとする道徳的要請の根拠づけを試みている(§ 4)。

しかし、本論文では、この理論が各人の理性による政治的影響(個々の政治的決定の是非について、自身の見解を他者が受け入れられるよう説得すること)への機会の普遍的保障を支持しうることが認めながらも、それは必ずしも意志による政治的影響(投票など、選好や判断の表明自体によって結果に影響を与えること)への機会の普遍的保障を支持できない、と論じられる(§5)。したがって、少なくともフォアストの議論から再構成された「アカウントビリティとしての自律」に基づく理論は、「正当化への権利」というもっともらしい規範的基礎に依拠することで不可避の従属と对人的支配の問題を診断しうるものの、それが重視する特性(理性による影響機会と意志による影響機会双方の普遍的かつ平等な分配)が、これらの問題に取り組むためになぜ必要なのかについて、十分に説明できていない。

③「支配の不在としての自由」に基づく理論は、共和主義理論における「支配」(domination)概念(当人の選択に干渉する十分な機会を他の行為者が有すること)に着目し、支配を回避する自由を実現するための必要条件として、全員の参加機会を保障しうる政治的手続きを要請する。この理論は、決定の影響を被る人がその決定を何らかの仕方でコントロールすることが、当人の「非支配としての自由」の享受に構成的に寄与する、という見解に依拠する。この見解の含意として、全員に影響を与える政治的決定が「非支配としての自由」と両立可能であるためには、全員が「人民によるコントロール」に対して平等なシェアを有することが必要である、とされる(§6)。

しかし、本論文は、「人民によるコントロール」への各人のシェアが、政治的決定に対する各人によるコントロールを有意には確立してはならず、そのため政治的決定による支配が回避できないことを指摘し、この問題に対するさまざまな応答策が失敗することを指摘する。その結論として、「非支配としての自由」に基づく理論は、不可避の従属と对人的支配の問題の診断には成功しうるものの、それらがいかにして解決されうるのかを(理想理論としても)十分に説明できていない、と論じられる(§7)。

**第3章**では、政治的能力の平等な尊重の理念に基づいて政治的平等(政治的影響機会の平等分配)を要請する非道具主義的理論が批判的に精査される。この種の理論は、政治的能力(何が政治的になされるべきかについて判断を下す能力)の差異に応じて政治的権利を不平等に分配する政治的手続きである「エピストクラシー」(epistocracy)に対する異論を提示することを主目的としている(§1)。具体的には、下記の二つの異論が取り上げられる。

①反 - 順序づけの見解：各人の政治的能力の差異を認めない見解(§ 3-4)

②反 - 集約の見解：より高い政治的能力を有する人々の集団がより正しい決定を下す見込みが高いことを否定する見解(§ 5-6)

これら二つの見解についての本章の評価は、いずれも自ら提示している主要な主張の支持に失敗している、というものである。

①反 - 順序づけの見解は、実質的な善や正義の基準について広範な不合意があるという事実、およびそうした不合意のもとにある全員の規範的判断を等しく尊重すべきであるという規範的見解に基づき、政治的判断能力における個人間の優劣を公共的に表明することへの道徳的禁止を求める。不平等な政治的権利の根拠となりうる政治的能力の順序づけを拒絶することで、この見解は政治的平等を要請する(§3)。この見解に対して、本論文は、反 - 順序づけの見解の難点を次のように指摘する。第一に、政治的能力が尊重されるための要件として政治的権力の保障を支持するこの見解は、「著者性としての自律」に基づく見解と同様に、「他者支

配的権力」の異論を招きうる。第二に、この見解は「政治的能力」を「道徳的能力」として(暗黙裡に)読み替える傾向にあるが、政治的能力の差異は必ずしも道徳的能力の差異に言及しない仕方でも示されうる(§4)。

②反-集約の見解は、D. エストランドの「人口学的異論」に代表される見解である。エストランドによれば、個人間の政治的能力の順序づけが正当化されうる可能性が認められてもなお、「より有能な人々がより多くの政治的影響機会を有する手続きは、全員が平等な影響機会を有する手続き(民主的手続き)に比べ、より良い政治的決定を下す見込みが高い」という見解に対する「理にかなった観点からの異論」が成立する。というのも、「より有能な人々」の人口学的特徴に相関する何らかのバイアスによって、集団全体として正しい決定を下す見込みが有意に低下する、という可能性が避けられないからである(§5)。しかし、本論文は、少なくともエストランドの依拠する「公共的理性」の枠組み(政治制度の編成について「理にかなった観点」から異論を向けられうる規範的見解を退ける枠組み)のもとでは、「人口学的異論」が成功する条件が不当なほどに低い、ということを指摘する。たとえば、エストランド自身の基準に照らすかぎり、刑事裁判や代表制といった制度についても人口学的異論が成立し、反直観的なほどに多くの制度が公共的理性の枠組みのなかで退けられてしまうおそれがある。本論文はこの可能性を、反-集約の見解に対する帰謬的議論として提示する(§6)。

第4章では、政治的道具主義が批判的に吟味される。道具主義は、手続きがどのように編成されているか自体には関心を寄せず、手続きが良い政治的帰結を生みだす見込みがどれだけ高いかにもっぱら関心をもつ。このように帰結主義的な特徴を備える道具主義は、理論的な単純さという美点をもつように見えるものの、道具主義が一見したよりも複雑な理論(群)であり、特に以下のような困難な問いに取り組む必要があることを本論文は指摘する。

①定義に関する問い(§4.1)：道具主義は、「望ましい政治的帰結」の基準と、それに基づく「道具的な手続き的価値」の定義が与えられないかぎり利用不可能であり、それらの基準が共有されないかぎり、「道具主義」の名の下にも諸々の(相容れない可能性がある)理論が成立しうる。この問題を明確に回避しうるのは、さまざまな規範理論が共通して認識する「基本悪」(ジェノサイド、戦争、疫病の蔓延など)の回避を主要な政治的帰結として想定する道具主義のみである。

②適用に関する問い(§4.2)：かりに「道具的な手続き的価値」の定義が共有されるとしても、実際に道具主義を適用する際には、異なる政治的手続きの「道具的比較」を行う必要がある(たとえば「いずれの手続きがより正義に適った決定を下す見込みがあるか」など)。そうした比較を行う方法としては「直接的-経験的比較」「アナロジーへの訴えかけ」「数理モデルの適用」が考えられるが、いずれの方法にも難点がある。

③正当化に関する問い：定義と適用に関する上述の問いがいずれも満足に回答されたと仮定しても、政治的手続きの比較評価や正当化においてなぜ道具主義に依拠すべきなのか、という問いは別個の考察を要する(§4.3)。本論文は、先行研究の議論を再構成しつつ、道具主義の支持論となりうる二つの議論を批判的に検討する。

第一の議論は、非道具的な手続き的価値への訴えかけをすべて禁止しうるような規範的原理の提示を試みるものである(§4.4)。D. ヴィーホフは、非道具的な手続き的価値への訴えかけが被治者の「道徳的独立」を侵害する、という議論を詳細に再構成している。この議論は、道具主義を支持する議論のなかでも、「不可避の従属」と「对人的支配」の両問題の診断を可能



にする規範的理想を提示している、という点で特に注目に値する。他方、ヴィーホフは、道徳的独立の理想が必ずしもすべての非道具的価値への訴えかけを禁じるわけではないとも論じており、この点で、本論文もヴィーホフの見解を採用する。つまり、上記の二つの問題——「不可避の従属」および「对人的支配」——を解決するためには、もっぱら道具主義という理論を採用する必要はない、ということが示される。

第二の議論は、「実質的請求権に基づく議論」である (§ 4.5)。この議論は、特定の政治的帰結(たとえば「基本悪」の回避など)に対する各人の道徳的請求権が非常に強力であることに着目し、そのような帰結をもたらす傾向性は、いかなる非道具的な手続き的価値よりも重みづけられるべきとりわけ重要な道具的価値である、と主張する。しかし、本論文は、明白に重要な帰結タイプに着目してもなお、そのような帰結が実現される見込みの改善が非道具的な手続き的価値(政治的平等など)の実現に対してつねに優先されると考えることは困難である、と指摘する。

上述の二つの議論への異議に加え、本論文は、既存の道具主義理論が、道具的な手続き的価値の(非理想状況における)局所的な最適化にのみ関心を払っていることを指摘する (§ 4.6)。たとえば、道具主義に基づいてデモクラシーを批判する J. ブレナンは、人種やジェンダーにおけるマイノリティの平均的な政治的知識水準が(測定されたかぎりでは)低いという事実を所与とした上で、マイノリティの相対的な政治的影響機会が少なくなるようなエピストクラシーがより良く機能する可能性を指摘する。しかし、本論文によれば、このような議論によってエピストクラシーが正当化されうるとしても、その正当化可能性を導く社会的事実(たとえば、マイノリティの政治的情報へのアクセス機会の過小)それ自体が規範的観点からの異論を招くような事実である場合には、すべての事情を考慮して正当化されたエピストクラシーは、なおも規範的観点からの異論に開かれている可能性がある。ブレナンをはじめ、多くの道具主義者はこの「異論を招く最適性の問題」に取り組んでいないが、本論文は、この問題に明示的に取り組むような手続き的価値の理論がより有望である、という立場をとる。

本論文の中心をなす第 5 章では、「社会的平等に基づく多元主義」が提示され、それが既存の理論が抱える問題を回避しうる理論であることが示される。この目標に向けた論述は、下記のステップを踏んでいる。

- ① 「社会的平等」の理念にもとづいて、政治的平等の非道具的価値を示す議論を再構成し、この議論が既存の非道具主義的理論について第 1 部で指摘され諸問題を回避しうることを示す。
- ② ①で再構成した議論に対して、道具主義からの異論が想定されることを確認する。この異論は、各人の平等な社会的地位に対して「手続き外的な脅威」が存在しうることを指摘し、そのような脅威を回避するにあたって政治的手続きの道具的価値を重視する。
- ③社会的平等の理念に基づきつつも、②で確認した道具主義からの異論に対して最も十全に応答しうる理論として、多元主義を提示し、擁護する。

①第 1 段階 (§ 5.1-3) では、N. コロドニーによって最も詳細に展開された、社会的平等の構成要素としての政治的平等の支持論が再構成される。この議論は、「誰も他者に対して優位または劣位に立つことのない社会」の理想を政治的平等の要請の規範的基礎とする。この議論は、社会的平等の理想を参照することで、不可避の従属と对人的支配のいずれも、「個人間で

の社会的優位 - 劣位の関係を生じさせる事態」として診断することができる。同時に、この議論は、全員を拘束する決定に対して全員が平等な影響機会をもつこと自体が、社会的優位 - 劣位関係の解消に寄与する、という考えに立つ。そのため、政治的平等の確立は、以上のように診断された道徳的問題の有効な解決策として示される。

②第2段階(§ § 5.4-5)では、社会的(関係論的)平等主義のさまざまな見解が、社会経済的な財や機会の分配をはじめ、政治的手続きの外部における制度や実践が個々人の平等者としての社会関係を掘り崩しうることを懸念していることが指摘される。本論文は、そのような懸念を念頭に置きながら、「社会的平等の最大限の実現という目的のもとで政治的手続きを道具的に評価せよ」という R. アーネソンの提案の重要性を受け止める。

③第3段階(§ § 5.6-5.10)では、「社会的平等に基づく多元主義」が提示、擁護される。この見解の要点は、社会的平等主義の観点から政治的手続きに対して提示される規範的要請を、「政治的平等を確立し、かつ、道具的価値を最大化せよ」とする連言的な要請として理解する点にある。義務論理に関する近年の研究によれば、連言的要請は、その各連言肢のうち一つが確実に侵害される場合には、必ずしも他の連言肢の直接的要請を含まない。そのため、上記の規範的要請について言えば、「道具的価値を最大化せよ」という部分(連言肢)が侵害されるような場合には、「政治的平等を確立せよ」という部分が単体で要請されるとは限らない。

本論文の擁護する多元主義は、この見解に依拠しつつ、政治的不平等が一定の条件下で(非理想的な社会的事実を含めたすべての事情を考慮した上で)道具的理由から正当化されうる余地を認める。この点が、アーネソンの道具主義的異論に対する直接の応答となる。しかし、そのような正当化が行われたとしても、それは政治的不平等を確立する手続きがあらゆる異論を克服したということの意味しない。というのも、そうした手続きは、上述の連言的要請を侵害するからである。多元主義は、当の要請を満たすようなものへと政治的手続き、および政治的不平等の正当化に寄与したところの当の社会状況が改善されてしかるべきである、という規範的含意をもつ。

第6および第7章は、第5章で擁護した「社会的平等に基づく多元主義」の規範的含意を示す。第6章では一般の有権者による投票の手続きにおける含意、第7章では直接制と代表制の比較における含意が、それぞれ示される。

投票手続きに関しては、不平等な投票権の正当化可能性が重要な規範理論上の課題となっている。この課題への取り組みとして、**第6章**では、J. S. ミルの「複数投票制」の正当化可能性についての J. ロールズの議論が再構成され、その議論を「社会的平等に基づく多元主義」の適用例として示される。ミルの複数投票制とは、全市民に最低一票を保障しつつも、より高い政治的能力を示す一部の市民にはより多くの票を投じる機会を保障するエピストクラティックな制度構想である。

ロールズは『正義論』のなかで、政治的自由を含むすべての基本的諸自由の平等な保障を要請する正義の第一原理を提示しつつも、ミルの複数投票制が一定の条件下では「正義に適ったものでありうる」と示唆している。その条件とは、複数投票制の実施によって政治的自由の平等が損なわれるとしても、全体としては「基本的諸自由のスキーム」が社会の全成員のためにより強固に保護される見込みがある、というものである(§ § 6.1-2)。

本論文は、この見解を「社会的平等に基づく多元主義」を例示するものとして理解する。それは以下の理由による。ロールズは政治的自由の平等に市民の平等な地位を確立しうるものと

しての非道徳的価値を見出しており、その点では社会的平等の構成要素として政治的平等を価値づける立場を例示している。しかし、ロールズにとって、市民の平等な地位の確立は同時に他の基本的諸自由の十全な保障をも要請するものである。したがって、かりに政治的平等の保障によって(たとえば信教の自由への制限や法の下での平等の侵害などの形で)他の基本的諸自由が脅かされるような非理想的状況が導かれるなら、その状況下では政治的平等からの逸脱が条件付きで許容されうる。本論文はこの見解をロールズの正義構想の非理想理論における含意として整理し、それを、彼の正義構想に内在する他の考慮事項(正義感覚、自尊の社会的基盤、公共的理性)に基づいて提起されうる異論に対して擁護する(§ § 6.3-5)。

**第7章**が取り上げる代表制に関しては、近年、この制度自体がつくりだす代表者と非代表者との間での政治的不平等の正当化可能性が、規範理論上の問題として認識されてきている。政治的不平等をそれ自体で不平等な社会関係の構成要素として問題視する社会的平等主義にとっては、この問題は特に重大である。そのため、近年の先行研究では、代表者がもつような特定の政治的影響機会(議会における発言権や投票権等)が、非代表者に対する代表者の社会的優位を含意しうるという問題がいかんにして解決されうるか、という問いが扱われている(§ 7.1)。

本論文は、先行研究が示す二つの解決策を批判的に検討し、いずれも失敗を免れえないと論じる。第一の解決策は「委任説」であり、非代表者が代表者をコントロールすることで委任代表が成立している場合には、後者は前者に対して社会的優位の立場には立たない、とする。しかし、「非支配としての自由」に基づく理論と同様に、この解決策もまた、人民による代表者のコントロールという理想に訴えかけるものである。この解決策は、個々の非代表者が何らかの重要な意味でコントロールを享受していると言える理由を明らかにしないため、(人民が代表者に対して劣位に立たないことは示せたとしても)個々人が社会的劣位に立ちうることを否定できていない(§ 7.2)。

第二の解決策は「インセンティブ付与説」であり、代表者の行為が非代表者の利害関心や要求を満たすための基準にしたがうような十分なインセンティブ構造が存在する場合には、代表者は非代表者に対して社会的優位の立場には立たない、とする。しかし、とりわけ政治的意思決定が、非代表者の利害関心や要求を満たすための基準がどのようなものであるべきかについての不合意を背景として行われる以上、少なくとも一部の非代表者にとっては、自身が受けられない基準にもとづいて代表者の意思決定に従属させられる事態を避けられない。そのため、この解決策も、社会的劣位の立場に立たされることに抗するすべての個人の要求を満たすことに失敗する(§ 7.3)。

以上の議論から、本論文は、代表制は代表者と(少なくとも一部の)非代表者との間の社会的優位 - 劣位の関係を生みだすことを避けられない、と結論づける。しかし、本論文は、多元主義の観点から、この論点は代表制を正当化不可能とするものではない、と主張する。すなわち代表制は、直接制に対して(手続き外的な社会的不平等の縮減において)十分な道徳的価値を備えており、かつ、個々の代表者が影響を行使しうる政策争点の範囲や任期に制度上の制限が設けられるならば、社会的平等主義の観点からは異論を招きつつも正当化可能でありうる(§ 7.4)。

**結論**は、上述の議論を要約している。

#### 4. 本論文の評価

本論文の意義として下記の点が挙げられる。

相異なる政治的手続きやその制度構想のうちでいずれがより望ましいかという問いは、現代の政治理論においても活発に論じられる問いの一つとなっている。この問いに取り組むために必要な比較評価基準についての既存の理論は「道具主義」と「非道具主義」に大別される。本論文の第一の意義は、道具主義および非道具主義の双方において有力とみなされてきた代表的な諸理論を精緻に再構成しながら、政治的手続きのもつ価値はどのように評価されるべきかという観点から、道具主義および非道具主義の規範理論としての問題点を明らかにした点にある。

「いかなる手続き的価値の理論がより望ましいか」という問いは、「いずれの政治的手続きがより正当化可能か」という問いに論理的に先行する。この論理的な関係は、「デモクラシーの価値をどのように説明しうるか」という観点から手続き的価値の諸理論を比較評価することで論点先取に陥る傾向にあった先行研究においては見過ごされてきたと言える。本論文は、こうした論点先取を避け、政治的手続きという制度自体にまつわる二つの道徳的問題——「不可避の従属」と「对人的支配」——への診断と取り組みの成否という観点から諸理論を比較精査することに成功している。

本論文の第二の意義は、既存の諸理論の難点を克服しうる「社会的平等に基づく多元主義」(Social Egalitarian Pluralism)の理論を示し、それをありうる異論に対して擁護した点にある。この理論は、社会的平等という価値に基づいて、非道具的価値(政治的平等)および道具的価値(特に正しい帰結を生み出す傾向性についての実質的信頼性)の双方を政治的手続きが備えるべき価値として重視するものである。本論文の立場は、社会的平等の理想の構成要素として政治的平等の非道具的価値を示すという既存の立場を受け継ぎながらも、二つの点でその立場を洗練させている。一つは、政治的手続き自体の編成のみならず、手続きがもたらす帰結もまた平等な社会関係を促進ないし毀損しうるものであることを確認し、手続きの道具的価値が社会的(関係論的)平等主義の観点から要請されることを明らかにした点である。もう一つは、非理想的な状況にあっては非民主的な(政治的平等から離れる)政治的手続きを条件付きで正当化しうる余地があることを認めつつも、そうした正当化可能性を成り立たせている当の非理想的な社会的諸条件(市民間の政治的能力の不平等など)を克服することも規範的に要請されることを明らかにした点である。

本論文は、このように、デモクラシーを望ましい政治的手続きとして自明視する傾向から批判的な距離を取ったうえで、政治的手続きのもつ価値は、道具的価値と非道具的価値のいずれか一方ではなく、その双方から多元的に評価されなければならないことを説得力のある議論によって示した。その上で、本論文は「社会的平等に基づく多元主義」の構想を擁護しつつ、道具的価値を優先すべき状況にあっては政治的平等から離れることが正当化されうることを「再平等化」という条件を付しながらも示した。本論文の研究は、政治的手続き価値についての諸理論の比較評価に焦点を当てるものだが、その検討を通じて現代の主要な政治理論を批判的に評価する面を備えており、その点でも政治理論研究にとっての学術的貢献は大きい。

本論文の第三の意義として挙げられるのは、先行研究の十分な渉猟とその成果の批判的摂取、論述の明晰さ、アナロジーや思考実験の適切な使用、淀みのない英語の文章(執筆者

の英語での論述は国際学術誌のレフリーによっても高く評価されている)など、博士論文に求められる諸要素について、模範となるような高い水準を示していることである。また、審査委員のコメントに対するリプライも的確であるとともに、研究のさらなる進展のためにそれらを活かそうとする積極的な姿勢が見られることも付言しておきたい。

提出前発表会において審査委員から提起された主な論点は次のとおりである。1) 政治的手続きのもつ価値についての有望な理論が満たすべき諸条件を明示すべきである、2) 自律説を批判する際に強すぎる想定がおかれてはいないか、3) 有権者の政治的能力に有意な違いがあることを示す際に市民の政治的能力について過剰ともいえる要求をしていないか、4) 道具主義の長所は状況の違いによって価値の善し悪しが変化することを許容することであり、その状況は(たとえばブレナンが依拠するような)実際のものには限られないはずである、5) 政治的手続きの存在自体の正当性に疑問を投げかけるアナーキズムの批判にいかに応じることができるか、6) シヴィック・ヒューマンイズムの観点から政治的有能者による支配を(道具的にではなく)非道具的に価値づける議論に対してどう応じるか、7) 社会的平等と他の道徳的・政治的諸価値(自由、福利等)の相対的な重みづけをどのように説明するのか、8) 「再平等化」への移行を展望する際にどのような政治的不平等がより擁護できるかを示す必要がある。

執筆者はこれらの論点を関連文献を調査するなどして検討し、必要に応じて論述を修正ないし補完し、提出稿に反映させた。最終口頭試問では、審査委員からあらためて次の点が示された。1) 道具主義の理論においても状況の批判的評価は十分に可能であり、そのことを論述に組み入れる必要がある、2) 誰が市民として包摂されるべきかという境界問題については自律(著者性としての自律)の議論に拠らざるをえない面があるのではないか、3) 社会的平等が大きく損なわれた場合のヒエラルキーの不健全性(の度合い)はどのような基準によって評価されるか、4) 「社会的平等に基づく多元主義」が制度的に実現される場合に損なわれる重要な価値はないか、5) 「社会的平等に基づく多元主義」の要素は、たとえばロールズ、ハーバーマス、エストランドらの諸理論にも認められるが、それらのなかで執筆者の理論はどのように特徴づけられるか。

これらの問いに対する応答も誠実なものであり、執筆者は、今後の論述の改善、研究上の課題設定に資するものとして受けとめた。

## 5. 結論

本論文は、政治的手続きの価値をどう評価するかという規範的な政治理論にとっても最も根本的な問題に徹底的に取り組み、主要な先行研究を踏まえながらその問題点を的確に示し、「社会的平等にもとづく多元主義」を擁護しうる政治的手続きとして説得力をもって提示している。本論文は全体として政治理論の研究の進展に寄与するところがきわめて大きく、博士学位を授与するに相応しい水準に十分に達していると評価しうる。審査委員が挙げた上述の論点も本研究の学術的価値を損なうものではなく、むしろ今後の研究において考慮されるべき事柄のいくつかを指摘したものにすぎない。審査委員一同は、全員一致で、本論文は博士(政治学)の学位を授与するに値すると判断する。

小林卓人博士学位申請論文審査報告書

2022年11月28日

審査委員: 齋藤 純一 (政治理論)  
谷澤 正嗣 (政治理論)  
井上 彰 (政治理論)